

## 児童手当（案内）

児童手当制度は、児童を養育している方に手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代を担う児童の健全な育成と資質の向上に資することを目的としています。

6月支給分からは、平成19年度（18年分）の所得で審査を行いますので、これまで所得制限により児童手当を受給できなかった方も、別表の所得制限限度額を参考に5月中に認定請求の手続きをしてください。

5月以降も申請できますが、申請の翌月から支給開始となりますので、早めに手続きをしてください。

**支給対象** 小学校修了前の児童を養育し、所得基準を満たす方  
**手続き** 市役所3階こども育成グループ窓口で必要書類を提出してください。（公務員の方は勤務先で手続きをしてください）  
**支給月額**  
 ・3歳未満 一律10,000円  
 ・3歳以上  
 （第1子・第2子）5,000円  
 （第3子）10,000円

**支払時期** 原則として、毎年2月、6月、10月に、それぞれの前月

分まで支給されます。

### 問合せ先

市役所こども育成グループ  
 ☎ 52-1111-11（内線362）

（単位：万円）

### 所得制限限度額

扶養親族などの数	自営業者 (国民年金加入者)	サラリーマン (厚生年金等加入者)
0人	460.0	532.0
1人	498.0	570.0
2人	536.0	608.0
3人	574.0	646.0
4人	612.0	684.0
5人	650.0	722.0

※扶養親族数は税法上の控除対象者をいいます。所得税法に規定する老人控除対象配偶者または老人扶養親族がある場合は、右記金額に6万円が加算されます。  
 ※扶養親族などの数が6人以上の場合は、1人につき38万円（扶養親族等が老人控除対象配偶者または老人扶養親族であるときは44万円）を加算してください。

## 保育所・幼稚園 保育サービス 評価委員募集



市では、市内の保育所・公立幼稚園における保育サービスの質の向上と利用者の皆さんに対する情報提供に資するため、保育サービス評価委員会を設置し、当事者（事業者・利用者）以外の第三者による評価を行っています。

平成19年度の評価を行うにあたり、評価委員を募集します。

**対象** 市内在住の20歳以上の方で、保育サービスに関心のある方  
 ただし、市内の保育所・公立幼稚園に入園している園児と同一世帯の方は除きます。

**会議回数** 年4回程度  
**訪問調査** 年5回程度。市内の保

育所・公立幼稚園における保育サービスについて、訪問調査による評価を行います。

**募集人数** 1人

**任期** 平成20年5月31日まで

**申込方法** 市役所3階こども育成グループ備え付けの応募用紙で申し込んでください。

**申込期限** 5月15日(火)

### 問合せ先

市役所こども育成グループ  
 ☎ 52-1111-11（内線362）

## 補助金等評価委員 募集

**内容** 市が交付する補助金などの適正化を図るとともに、公平性・透明性を確保し、財政を効率的運営するため、学識経験者などと市民の皆さんによる補助金等評価委員会を設置し、その委員を募集します。

**対象・人数** 市民 2人

**任期** 2年

**会議** 年に2〜3回程度

**申込方法** 5月15日(火)までに、地域政策グループ備え付けの応募用紙で申し込んでください。

**問合せ先** 地域政策グループ

☎ 52-1111-11（内線328）